

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="613 325 647 352">記</p> <p data-bbox="226 405 315 432">附 則</p> <p data-bbox="152 453 1106 528">この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、<u>平成25年</u>3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>	<p data-bbox="1599 325 1632 352">記</p> <p data-bbox="1211 405 1301 432">附 則</p> <p data-bbox="1137 453 2092 528">この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、<u>平成24年</u>3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>